

## 関西大学共済会

---

定 款 .....	1
共 済 規 約 .....	5
共済規約細則 .....	6
傷害共済事業規約 .....	8
入院共済事業規約 .....	19
生命共済事業規約 .....	21
賠償責任共済事業規約 .....	25
死亡弔慰共済事業規約 .....	29

# 関西大学共済会 定款

制定 平成24年12月20日

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、関西大学共済会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、学校法人関西大学のもと、会員の相互扶助の精神に基づき、会員の傷病、入院、死亡、賠償責任等に係る共済を通じて、会員の学生生活の向上を図ることを目的とする。

(事務所)

第3条 本会は、主たる事務所を大阪府吹田市山手町3丁目3番35号 関西大学内に置く。

(事業内容)

第4条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 共済事業
  - (2) その他目的達成に必要な事業
- 2 前項における事業の内容及び運用については、別に定める。

## 第2章 会員

(会員資格)

第5条 本会の会員としての資格を有する者は、関西大学に在籍する学部学生及び大学院生とする。

(加入)

第6条 前条に規定する者が本会に加入するときは、別途定める加入手続を行うものとする。

(退会)

第7条 会員は、次の事由が生じたときは本会を退会するものとする。

- (1) 会員たる資格の喪失
  - (2) 死亡
  - (3) 会員の意思による退会
- 2 前項第3号において会員が退会しようとするときは、別途定める脱退手続を行うものとする。

(除名)

第8条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事総数の3分の2以上出席した理事会において、出席した理事の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) 本会に対する義務を怠ったとき。
  - (2) 本会が行う事業について不正行為をしたとき。
  - (3) 犯罪その他信用を失う行為をしたとき。
  - (4) 本会が行う事業を利用させることが不相当と理事会が判断したとき。
- 2 前項の場合において、会員の除名を議案とする理事会開催の10日前までに、当該会員に対しその旨を通知し、かつ、その会員から申し出があった場合には、当該理事会において発言の機会を与える。

## 第3章 役員及び理事会

(役員)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名
- (2) 監事 2名

(理事の選任)

第10条 理事は、学校法人関西大学及び関西大学における次の各号に掲げる者とする。

- (1) 理事長
- (2) 学 長
- (3) 理事のうち1名
- (4) 副学長のうち1名
- (5) 学生センター所長
- (6) 法人本部長
- (7) 総務局長
- (8) 大学本部長

2 前項第3号及び第4号に規定する理事の選任方法については、別に定める。

3 第1項に規定する理事は、当該の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(理事長)

第11条 本会に理事長1名を置き、前条第1項第1号に規定する理事をもって充てる。

(監事の選任)

第12条 監事は、理事長が推薦し、理事会において選任する。

2 監事は本会の理事を兼ねてはならない。

(理事長の職務)

第13条 理事長は、本会を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第14条 理事長以外の理事は、本会の業務について、本会を代表しない。

(理事長の職務の代理等)

第15条 理事長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ理事会の同意を得て理事長の指名する理事が、その職務を代理する。

(監事の職務)

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の業務を監査すること。
- (2) 本会の財産の状況を監査すること。
- (3) 本会の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2カ月以内に理事会に報告すること。
- (4) 本会の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(役員任期)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員解任及び退任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の3分の2以上出席した理事会において、理事総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの定款に違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に違反したとき。
- (4) 本会の役員としてふさわしくない非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任

(理事会)

第19条 本会に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、本会の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示し、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、理事会開催の場所、日時及び理事会に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 9 理事会は、この定款に別段の定めがある場合のほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 10 理事会の議事は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合のほか、理事総数の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、理事長の決するところによる。
- 11 前項の場合においては、理事長は議決に加わることができない。
- 12 理事は、直接利害関係のある事件については、その議事の議決に加わることができない。ただし、理事会に出席し、発言することができる。

(議事録)

第20条 議長は、理事会の開催の場所、日時、議決事項その他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、議長及び議長が指名した議事録署名人2名が押印して、常にこれを事務所に備えておかなければならない。

## 第4章 会計

(事業年度)

第21条 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。ただし、設立初年度においては、設立総会の開催日に始まり、直近の3月31日に終了する。

(事業計画)

第22条 本会の事業計画及び収支予算は、当該事業年度開始後2カ月以内に開催される理事会の議決を必要とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、設立総会の議決による。

(事業報告)

第23条 本会の決算及び事業報告は、監事の意見を求めなければならない。

(会計運用)

第24条 本会の会計は、理事会が管理することとし、理事長がその責を負う。

2 本会が行う共済事業は、その他の事業と区分経理しなければならない。

3 共済事業に係る会計の資金を、他の事業に運用することはできない。

## 第5章 解 散

(解 散)

第25条 本会は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決

(2) 本会の目的たる事業の成功が不能となった場合で、理事会における理事総数の3分の2以上の議決

(残余財産の処分)

第26条 本会が解散した場合における残余財産は、解散日における会員数に応じて会員に返還する。

## 第6章 雑 則

(書類帳簿の備付)

第27条 本会は、次の各号に掲げる書類及び帳簿を事務所に備えて置かなければならない。

(1) 定 款

(2) 役員の名簿

(3) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類

(4) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第28条 本会の公告は、電磁的方法により行う。

### 附 則

1 この定款は、平成24年12月20日から施行する。

2 この定款施行の際、就任する役員の任期は、第17条の規定にかかわらず平成26年9月30日までとする。

### 附 則

この定款(改正)は、2017年4月1日から施行する。

### 附 則

この定款(改正)は、2022年4月1日から施行する。

### 附 則

この定款(改正)は、2024年4月1日から施行する。

# 関西大学共済会 共済規約

制定 平成24年12月20日

## (趣 旨)

第1条 関西大学共済会（以下「本会」という。）定款第4条に基づき、共済事業に関する事項について定める。

## (資 格)

第2条 本会が行う共済事業の共済契約者は、定款第5条に規定する会員資格を有する者とする。

## (事業内容)

第3条 本会が行う共済事業は、次のとおりとする。

- (1) 傷害共済
- (2) 入院共済
- (3) 生命共済
- (4) 賠償責任共済
- (5) 死亡弔慰共済

## (細則等)

第4条 前条に掲げる共済事業の細則については、別に定める。

2 本会が、共済契約を締結するときは、共済契約の申込者に共済事業の細則又はこれに準ずるものを提示しなければならない。

## (支払手続)

第5条 本会が共済金を支払うべき事由が発生した場合には、共済事業の細則の規定に従い、公正な審査の後、遅延なく共済金を支払わなければならない。

## (特別措置)

第6条 本会は、共済金支払額が当該年度の共済掛金の収入総額を超えた場合、かつ、理事会が特に必要と認めるときは、共済金支払額を減額することができる。

2 前項にかかわらず、本会は天災やその他不可抗力による事由の発生により、共済金の支払いに支障をきたす恐れがあり、かつ、理事会が特に必要と認めるときは、臨時に共済掛金の増額もしくは特別徴収を行うことができる。

## (業務委託等)

第7条 本会は、第三者と委託契約を締結することにより、業務の一部を委託して実施することができる。

2 本会は、本規約による本会が有する共済責任の一部を再共済することができる。

## (規約の改廃)

第8条 本規約を改廃するときは、理事会での議決を必要とする。

## 附 則

この規約は、平成24年12月20日から施行する。

## 関西大学共済会 共済規約細則

### (趣 旨)

第1条 関西大学共済会 共済規約第4条に基づき、共済事業の細則について定めます。

### (共済掛金及び共済金)

第2条 共済事業による共済契約の共済掛金及び共済金の額は傷害共済事業規約、入院共済事業規約、生命共済事業規約、賠償責任共済事業規約、及び死亡弔慰共済事業規約（以下、これら各々を「事業規約」という。）並びに共済規約付表（以下、「付表」という。）で定めます。この付表は、毎事業年度に理事会で決定し、共済金給付は加入年度に定められた付表に基づいて行われます。

### (共済事業の規約)

第3条 共済規約第3条に定める共済事業内容ごとに、その実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法、その他必要な事項を各事業規約で定めるものとします。

### (加入資格)

第4条 共済加入対象者は、関西大学共済会会員とします。

### (共済契約者)

第5条 共済契約者は、共済加入者とします。

### (被共済者)

第6条 被共済者は、各事業規約に規定します。

### (共済掛金の払込方法)

第7条 共済掛金の払込方法は、共済加入時に標準修業年限までの一括払いとします。

### (共済金の受取人)

第8条 共済金の受取人は、各事業規約に規定します。

### (共済金の請求及び支払)

第9条 被共済者は、共済金の支払い事由が発生した場合、各事業規約の定めに従い、共済会に報告書の提出又は通知を行います。事故報告書の提出又は通知が遅延した場合、共済金が支払われないことがあります。

2 共済会は、共済金の請求書を受け取った後、特別な場合を除き30日以内に共済金を被共済者又は共済金を受け取るべき者が指定する銀行口座に支払います。

3 共済会は、共済金の支払いに必要な調査を行うことができます。

### (共済期間の始期及び終期)

第10条 共済期間は、共済加入者証に記載された共済期間の初日に始まり、末日に終わります。

### (共済の解除)

第11条 共済契約を解除する相当の理由があると認められるときは、解除する日の30日前までに書面により共済加入者証記載の被共済者の住所宛に発する通知を以って共済契約を解除することができます。

### (事業年度)

第12条 共済事業の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

### (保険契約)

第13条 共済金の支払いを担保するため、保険契約を締結し、保険料を保険会社に支払います。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行します。

附 則

- 1 この細則（改正）は、平成26年4月1日から施行します。
- 2 この細則（改正）は、平成25年度に加入した者に対しても適用するものとします。

附 則

- 1 この細則（改正）は、平成27年4月1日から施行します。
- 2 この細則（改正）は、平成27年度に加入した者から適用し、平成25年度及び平成26年度に加入した者は、なお従前の例によるものとします。

共済規約付表		
共済掛金		
学部生	18,000円（4年分一括払い） *但し、上位年次生は（4,500円／1年×標準修業年限）を共済掛金とする	
大学院生	4,500円／1年×標準修業年限（一括払）	
給付内容		
適用共済	給付共済金	共済金額
傷害共済	死亡共済金	500万円
	後遺障害共済金	支払限度額 500万円
	入院共済金	1日当たり 5,000円
	手術共済金	2.5・5万円
	通院共済金	1日当たり 1,500円
	学業費用共済金*	一律100万円×標準修業年限の残年数 （学部・大学院問わず）
入院共済	入院共済金	6泊7日以上 5万円
生命共済	葬祭費用共済金	支払限度額 100万円 （葬祭費用の実費）
	高度障害共済金	100万円
賠償責任共済	賠償責任共済金	支払限度額 1億円
死亡弔慰共済	死亡弔慰共済金*	10万円

\*対象は扶養者。



# 傷害共済事業規約

## 第1章 総 則

### (通 則)

第1条 傷害共済事業規約（以下、「本規約」という。）の定めにより、関西大学共済会 共済規約第3条第1項第1号に掲げる事業を実施するものとします。

### (事 業)

第2条 共済契約者から共済掛金の支払いを受け、被共済者について共済期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故（以下、「事故」という。）によって、その身体に被った傷害に対して、本規約に従い傷害共済金を支払う事業を行います。

## 第2章 共済契約者に対する責任

### (支払責任)

第3条 被共済者が共済期間中に学校の管理下中又は通学途上における事故、及び日本国内外における交通事故によってその身体に被った傷害に対して、本規約に従い共済金を支払います。

2 前項の傷害には、次のものを含みます。

(1) 身体外部から有毒ガス又は有害物質を偶然かつ一時に吸入、吸収又は摂取した場合に急激に生ずる中毒症状。

但し、継続的に吸収、吸入又は摂取した結果生ずる中毒症状を除く。

(2) 日射又は熱射による身体の障害。

3 第15条及び第16条により学業費用共済金を支払います。

### (被共済者の定義)

第4条 本規約における被共済者は、共済加入者証に記載された共済契約者本人とします。

### (責任の始期及び終期)

第5条 共済責任は、共済加入者証に記載された共済期間の初日の午前0時（共済加入者証にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻）に始まり、末日の午後12時に終わります。

2 前項の時刻は、共済加入者証発行地の標準時によるものとします。

3 共済期間が始まった後でも、掛金領収前に生じた傷害共済金支払事由については共済金を支払いません。

## 第3章 傷害共済金を支払わない場合

### (傷害共済金を支払わない場合—その1)

第6条 次の各号のいずれかによって生じた場合には、傷害共済金を支払いません。

(1) 被共済者の故意又は重大な過失

(2) 共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失。但し、その者が死亡共済金の一部の受取人である場合は、他の者が受け取るべき金額についてはこの限りではありません。

(3) 被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為

(4) 被共済者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、又は道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態若しくは麻薬、大麻、阿片、覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができない恐れがある状態で自動車、原動機付自転車及び自転車等を運転している間に生じた事故

- (5) 被共済者の脳疾患、疾病又は心神喪失
  - (6) 被共済者の妊娠、出産、流産又は外科的手術その他の医療処置。但し、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、共済金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には共済金を支払います。
  - (7) 大気汚染・水質汚濁等の環境汚染。但し、環境汚染の発生が不測かつ突発的の事故による場合はこの限りではありません。
  - (8) 被共済者の刑の執行又は拘留若しくは入監中に生じた事故
  - (9) 地震、噴火又は津波
  - (10) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（本規定においては、群集又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地域において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
  - (11) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性・爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
  - (12) 第9号から前号までの事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
  - (13) 第11号以外の放射線照射又は放射線汚染
- 2 原因のいかんを問わず頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）又は腰痛で他覚症状のないものに対しては共済金を支払いません。

（傷害共済金を支払わない場合—その2）

第7条 別表1に定める運動を行っている間に生じた事故については共済金を支払いません。但し、準備運動や基礎的な体力づくりのための日常の練習中の事故についてはこの限りではありません。

（共済金の支払責任を免れる場合）

第8条 次の各号のいずれかの場合には、共済金の支払責任を免れます。

- (1) 被共済者又は共済金を受け取るべき者が共済金請求の書類に故意に不実のを表示し又はこれらの書類を偽造したり変造したとき。
- (2) 被共済者又は共済金を受け取るべき者が共済金を請求せず、共済事由が発生してから3年を経過したとき。
- (3) 共済規約細則第13条に定める保険契約により、保険会社から被共済者又は共済金を受け取るべき者に保険金が支払われたとき。

#### 第4章 傷害共済金の種類及び支払額

（死亡共済金の支払い）

第9条 被共済者が第3条の傷害を被り、その直接の結果として事故の日から180日以内に死亡したときは、共済規約付表の死亡共済金の全額（すでに支払った後遺障害共済金がある場合は、死亡共済金からすでに支払った金額を控除した残額）を死亡共済金として共済金を受け取るべき者（共済金を受け取るべき者の指定のないときは被共済者の法定相続人）に支払います。

（後遺障害共済金の支払い）

第10条 被共済者が第3条の傷害を被り、その直接の結果として事故の日から180日以内に後遺障害（身体の一部を失い又はその機能に重大な障害を永久に残した状態をいいます。以下同様とします。）が生じたときは、共済規約付表の後遺障害共済金額に別表2の各等級に掲げる割合を乗じた額を後遺障害共済金として被共済者又は共済金を受け取るべき者に支払います。

2 前項にいう別表2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害

であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

- 3 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、保険金額に次の各号いずれかの保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
  - (1) 別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
  - (2) 前号以外の場合で、別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
  - (3) 前各号以外の場合で、別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。但し、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
  - (4) 前各号以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合
- 4 事故の日から180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、事故の日から181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を決定して後遺障害共済金を支払います。
- 5 すでに身体に障害のあった被共済者が第3条の傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより、加重された後の後遺障害の状態に対応する別表2の各等級に掲げる割合を適用して、後遺障害共済金を支払います。但し、すでに生じていた身体の障害(以下、「既存障害」という。)がこの共済契約に基づく後遺障害共済金の支払いを受けたものであるときは、加重された後の後遺障害の状態に対応する割合から、既存障害に対する割合を差し引いて得た割合により後遺障害共済金を支払います。
- 6 前各項に基づいて、支払うべき後遺障害共済金の額は、共済期間を通じ共済規約付表の死亡共済金額及び後遺障害共済金額をもって限度とします。

(入院共済金の支払い)

- 第11条 被共済者が第3条の傷害を被り、その直接の結果として入院した場合は、その状態にある期間に対し、事故の日から180日を限度として1日につき共済規約付表の入院共済金日額を入院共済金として被共済者又は共済金を受け取るべき者に支払います。
- 2 被共済者が入院共済金の支払いを受けられる期間中、新たに他の傷害を被ったとしても重複して入院共済金を支払いません。
  - 3 入院共済金と死亡共済金又は入院共済金と後遺障害共済金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

(手術共済金の支払い)

- 第12条 前条の入院共済金が支払われる場合に、被共済者が事故の日からその日を含めて180日以内に病院又は診療所において、前条の入院共済金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の各号のいずれかの算式によって算出した額を、手術共済金として被共済者又は共済金を受け取るべき者に支払います。但し、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります。

- (1) 入院中に受けた手術の場合  
入院保険金日額×10＝手術保険金の額
  - (2) 前号以外の手術の場合  
入院保険金日額×5＝手術保険金の額
- 2 前項にいう手術とは、次の各号のいずれかに該当する診療行為をいいます。
- (1) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為  
但し、次に掲げるいずれかに該当するものを除きます。
    - ア 創傷処理
    - イ 皮膚切開術
    - ウ デブリードマン
    - エ 骨又は関節の非観血的又は徒手的な整復術、整復固定術及び授動術
    - オ 抜歯手術
  - (2) 先進医療に該当する診療行為
- 3 前項第1号にいう診療行為は、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
- 4 第2項第2号にいう先進医療とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。但し、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院又は診療所において行われるものに限りません。
- 5 第2項第2号にいう診療行為とは、治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部又は必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りません。但し、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射及び温熱療法による診療行為を除きます。
- 6 第1項第1号にいう入院中とは、第3条の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。
- (通院共済金の支払い)
- 第13条 被共済者が第3条の傷害を被り、その直接の結果として通院した場合は、その通院日数(往診日数を含みます。以下同様とします。)に対し、90日を限度として、1日につき共済規約付表の通院共済金日額を通院共済金として被共済者又は共済金を受け取るべき者に支払います。
- 2 前項にいう通院とは、病院もしくは診療所に通い、又は往診により、治療を受けることをいいます。但し、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
  - 3 第1項の治療の期間において、通院をしない場合であっても、骨折、脱臼、靭じん帯損傷等の傷害を被った別表3に掲げる部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等を常時装着したときは、その日数について、第1項の通院をしたものとみなします。
  - 4 前項にいうギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。
  - 5 第1項及び第3項の規定にかかわらず、第11条に規定する入院共済金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院共済金を支払いません。

- 6 いかなる場合においても、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、通院共済金を支払いません。
- 7 被共済者が通院共済金の支払いを受けられる期間中、新たに他の傷害を被ったとしても重複して通院共済金を支払いません。
- 8 通院共済金と死亡共済金又は通院共済金と後遺障害共済金を重ねて支払うべき場合にはその合計額を支払います。

(他の身体障害又は疾病の影響)

第14条 被共済者が第3条の傷害を被ったとき、既存障害、若しくは疾病の影響により、又は第3条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害、若しくは疾病の影響により、第3条の傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

- 2 正当な理由がなく被共済者が治療を怠ったために傷害が重大となったときも、前項と同様の方法で支払います。

(学業費用共済金の支払い)

第15条 第3条第3項の規定により被共済者の親族のうち、被共済者を扶養する者で加入申込書の扶養者欄に記載の者(以下、「扶養者」という。)が日本国内外において、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に死亡したときは、それによって扶養者に扶養されなくなることににより被共済者が被る損失に対して学業費用共済金を被共済者に支払います。

(学業費用共済金の支払額)

第16条 扶養者が死亡したときから共済加入者証記載の卒業又は修了予定時までの年数に共済規約附表の学業費用共済金額を乗じて得た金額を学業費用共済金として一時に支払います。

- 2 前項の期間が1年に満たない場合又は前項の期間に1年未満の端数が生じた場合は、端数を切り上げた年数により学業費用共済金の額を決定します。

(学業費用共済金を支払わない場合)

第17条 第6条第1項第1号から第13号(第6条第1項第1号の被共済者とあるのは、被共済者又は扶養者、第3号から第6号及び第8号の被共済者とあるのは、扶養者と各々読み替えるものとします。)に規定する事由によって生じた傷害の直接の結果として、扶養者が死亡した場合の損失に対しては学業費用共済金を支払いません。

- 2 次の場合には学業費用共済金を支払いません。

- (1) 扶養者が死亡したときに被共済者が関西大学に在籍する学生でない場合
- (2) 扶養者が死亡したときに扶養者が被共済者を扶養していない場合、若しくは扶養者が学業費用の一部を援助しているときには、その費用の援助が行われていない場合

(死亡の推定)

第18条 被共済者又は扶養者が搭乗する航空機若しくは船舶等が行方不明となってから又遭難してから30日を経過してもなお被共済者又は扶養者が発見されないときは、航空機若しくは船舶等が行方不明となった日又は遭難した日に被共済者又は扶養者が第3条の傷害によって死亡したものと推定します。

## 第5章 事故の発生及び傷害共済金請求の手続き

### (事故の通知)

第19条 被共済者が第3条の傷害を被ったときは、被共済者又は共済金を受け取るべき者は、その原因となった事故の日から30日以内に事故発生の状況及び傷害の程度を書面により通知し、被共済者の身体の診察、若しくは死体の検案を求められたときにはこれに応じなければなりません。

- 2 被共済者又は共済金を受け取るべき者が正当な理由がなく、前項の規定に違反したとき又はその通知若しくは説明につき知っている事実を告げず、若しくは不実のことを告げたときは共済金を支払いません。

### (傷害共済金の請求)

第20条 被共済者又は共済金を受け取るべき者が共済金の支払いを受けようとするときは、共済金請求書及び共済加入者証に次の書類を添えて共済会に提出しなければなりません。

#### (1) 死亡共済金の請求の場合

- ア 事故状況報告書
- イ 公の機関（やむをえない場合には第三者）の事故証明書
- ウ 死亡共済金の受取人の印鑑証明書
- エ 死亡診断書又は死体検案書
- オ 被共済者の戸籍謄本
- カ 法定相続人の戸籍謄本

#### (2) 後遺障害共済金請求の場合

- ア 事故状況報告書
- イ 公の機関（やむをえない場合には第三者）の事故証明書
- ウ 被共済者の印鑑証明書（但し、受取共済金が10万円以下の場合を除く）
- エ 後遺障害の程度を証明する医師の診断書

#### (3) 入院、手術及び通院共済金請求の場合

- ア 事故状況報告書
- イ 公の機関（やむをえない場合には第三者）の事故証明書
- ウ 傷害の程度を証明する医師の診断書（但し、受取共済金が10万円以下の場合を除く）
- エ 入院日数、手術内容又は通院日数を記載した病院又は診療所の証明書類

#### (4) 学業費用共済金の場合

- ア 事故状況報告書
- イ 公の機関（やむをえない場合には第三者）の事故証明書
- ウ 被共済者の印鑑証明書
- エ 死亡診断書又は死体検案書
- オ 扶養者の戸籍謄本
- カ 扶養者が被共済者の親族であったことを証明する書類
- キ 扶養者が死亡したときに、被共済者が大学に在籍する学生であったことを証明する書類
- ク 扶養者が死亡したときに、扶養者が被共済者を扶養していたことを証明する書類

- 2 被共済者又は共済金を受け取るべき者が共済金の請求を第三者に委任する場合には前項の書類の他、委任を証する書類及び委任を受けた者の印鑑証明書（但し、受取共済金が10万円以下の場合を除く）を提出しなければなりません。

- 3 共済会は、前2項以外の提出を求めること又は前2項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。
- 4 被共済者又は共済金を受け取るべき者が第1項又は第2項の規定に違反したとき、又は提出書類につき知っている事実を告げず、若しくは不実のことを告げたときは、共済金を支払いません。

(指定医による診察等の要求)

第21条 第19条の通知、又は第20条の請求を受けた場合、共済会は必要と認めるときは、自己の費用で指定する医師による被共済者の身体の診察、若しくは死体の検案を行うことを求めることができます。

- 2 前項の申し出につき、被共済者又は共済金を受け取るべき者が正当な理由がなくこれを拒んだときは共済金を支払いません。

(傷害共済金の支払い)

第22条 被共済者又は共済金を受け取るべき者が第20条第1項の手続をした日から30日以内に共済金を支払います。但し、特別な事情によりこの期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後遅滞なく共済金を支払います。

(鑑定人及び裁定人)

第23条 傷害又は後遺障害の程度について、共済会と被共済者又は共済金を受け取るべき者との間に争いを生じたときは、その争いは当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの鑑定人の判断に任せます。もし鑑定人の間に意見が一致しないときは双方の鑑定人が選定する1名の裁定人にこれを裁定させます。

- 2 当事者は、自己の選定した鑑定人の費用(報酬を含みます)を各自負担し、その他の費用(裁定人に対する報酬を含みます)は半額ずつこれを負担するものとします。

(代位)

第24条 共済金を支払った場合でも、被共済者又はその相続人がその傷害について第三者に有する損害賠償請求権は移転しません。

## 第6章 規約の改正

(規約の改正)

第25条 本規約の改正は理事会の議決を必要とします。

附 則

本規約は、平成25年4月1日より施行します。

附 則

- 1 この規約(改正)は、平成26年4月1日から施行します。
- 2 この規約(改正)は、平成25年度に加入した者に対しても適用するものとします。

附 則

- 1 この規約(改正)は、平成27年4月1日から施行します。
- 2 この規約(改正)は、平成27年度に加入した者から適用し、平成25年度及び平成26年度に加入した者は、なお従前の例によるものとします。

<別表1>

第7条に定める運動とは、次に掲げるものをいいます。

山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動

<別表2>

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼及び言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼又は言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの	59%



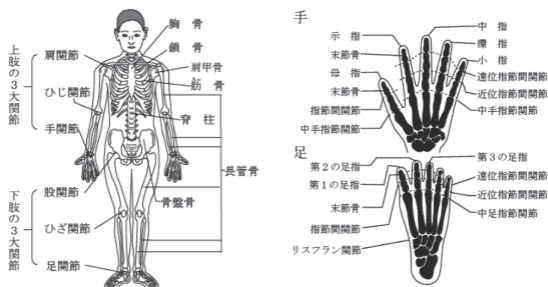
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(6) 1 上肢の用を全廃したもの</li> <li>(7) 1 下肢の用を全廃したもの</li> <li>(8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）</li> </ul>	
第6級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの</li> <li>(2) 咀嚼く又は言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> <li>(4) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>(5) 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの</li> <li>(6) 1 上肢の3 大関節中の2 関節の用を廃したもの</li> <li>(7) 1 下肢の3 大関節中の2 関節の用を廃したもの</li> <li>(8) 1 手の5 の手指又は母指を含み4 の手指を失ったもの</li> </ul>	50%
第7級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの</li> <li>(2) 両耳の聴力が40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>(3) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1 m 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>(4) 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>(6) 1 手の母指を含み3 の手指又は母指以外の4 の手指を失ったもの</li> <li>(7) 1 手の5 の手指又は母指を含み4 の手指の用を廃したもの</li> <li>(8) 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの</li> <li>(9) 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>(10) 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>(11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1 の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1 の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。）</li> <li>(12) 外貌に著しい醜状を残すもの</li> <li>(13) 両側の睾丸を失ったもの</li> </ul>	42%
第8級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1 眼が失明し、又は1 眼の矯正視力が0.02以下になったもの</li> <li>(2) 脊柱に運動障害を残すもの</li> <li>(3) 1 手の母指を含み2 の手指又は母指以外の3 の手指を失ったもの</li> <li>(4) 1 手の母指を含み3 の手指又は母指以外の4 の手指の用を廃したもの</li> <li>(5) 1 下肢を5 cm 以上短縮したもの</li> <li>(6) 1 上肢の3 大関節中の1 関節の用を廃したもの</li> <li>(7) 1 下肢の3 大関節中の1 関節の用を廃したもの</li> <li>(8) 1 上肢に偽関節を残すもの</li> <li>(9) 1 下肢に偽関節を残すもの</li> <li>(10) 1 足の足指の全部を失ったもの</li> </ul>	34%
第9級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの</li> <li>(2) 1 眼の矯正視力が0.06以下になったもの</li> <li>(3) 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</li> <li>(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</li> <li>(6) 咀嚼く及び言語の機能に障害を残すもの</li> <li>(7) 両耳の聴力が1 m 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>(8) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1 m 以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> </ul>	26%

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(9) 1 耳の聴力を全く失ったもの</li> <li>(10) 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>(12) 1 手の母指又は母指以外の 2 の手指を失ったもの</li> <li>(13) 1 手の母指を含み 2 の手指又は母指以外の 3 の手指の用を廃したもの</li> <li>(14) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの</li> <li>(15) 1 足の足指の全部の用を廃したもの</li> <li>(16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの</li> <li>(17) 生殖器に著しい障害を残すもの</li> </ul>	
第10級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1 眼の矯正視力が0.1以下になったもの</li> <li>(2) 正面視で複視を残すもの</li> <li>(3) 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの</li> <li>(4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>(5) 両耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> <li>(6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> <li>(7) 1 手の母指又は母指以外の 2 の手指の用を廃したもの</li> <li>(8) 1 下肢を 3 cm 以上短縮したもの</li> <li>(9) 1 足の第 1 の足指又は他の 4 の足指を失ったもの</li> <li>(10) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>(11) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの</li> </ul>	20%
第11級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</li> <li>(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> <li>(3) 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>(4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>(5) 両耳の聴力が 1 m 以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</li> <li>(6) 1 耳の聴力が40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>(7) 脊柱に変形を残すもの</li> <li>(8) 1 手の示指、中指又は環指を失ったもの</li> <li>(9) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したもの</li> <li>(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</li> </ul>	15%
第12級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1 眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</li> <li>(2) 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> <li>(3) 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>(4) 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの</li> <li>(5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの</li> <li>(6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの</li> <li>(7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの</li> <li>(8) 長管骨に変形を残すもの</li> <li>(9) 1 手の小指を失ったもの</li> <li>(10) 1 手の示指、中指又は環指の用を廃したもの</li> <li>(11) 1 足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったもの又は第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの</li> <li>(12) 1 足の第 1 の足指又は他の 4 の足指の用を廃したもの</li> <li>(13) 局部に頑固な神経症状を残すもの</li> <li>(14) 外貌に醜状を残すもの</li> </ul>	10%
第13級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1 眼の矯正視力が0.6以下になったもの</li> <li>(2) 1 眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</li> <li>(3) 正面視以外で複視を残すもの</li> <li>(4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの</li> </ul>	7%

	(5) 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1 手の小指の用を廃したもの (8) 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1 下肢を 1 cm 以上短縮したもの (10) 1 足の第 3 の足指以下の 1 又は 2 の足指を失ったもの (11) 1 足の第 2 の足指の用を廃したものの、第 2 の足指を含み 2 の足指の用を廃したものの又は第 3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したもの	
第14級	(1) 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの (2) 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1 耳の聴力が 1 m 以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1 手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1 足の第 3 の足指以下の 1 又は 2 の足指の用を廃したものの (9) 局部に神経症状を残すもの	4 %

注 1 上肢、下肢、手指及び足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注 2 関節等の説明図



<別表 3 >

ギプス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

- 1 長管骨又は脊柱
- 2 長管骨に接続する上肢又は下肢の 3 大関節部分。但し、長管骨を含めギプス等を装着した場合に限ります。
- 3 肋骨・胸骨。但し、体幹部にギプス等を装着した場合に限ります。

注 1 ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

注 2 1 から 2 までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢又は下肢の 3 大関節部分」及び「肋骨・胸骨」については、別表 2 の注 2 の図に示すところによります。

# 入院共済事業規約

## 第1章 総 則

### (通 則)

第1条 入院共済事業規約（以下、「本規約」という。）の定めにより、関西大学共済会 共済規約第3条第1項第2号に掲げる事業を実施するものとします。

### (事 業)

第2条 共済契約者から共済掛金の支払いを受け、被共済者が共済期間中に入院したとき、本規約に従い入院共済金を支払う事業を行います。

## 第2章 共済契約者に対する責任

### (支払責任)

第3条 被共済者が共済期間中に疾病により連続して7日以上入院したとき、本規約に従い入院共済金を支払います。

### (被共済者の定義)

第4条 本規約における被共済者は、共済加入者証に記載された共済契約者本人とします。

### (責任の始期及び終期)

第5条 共済責任は、共済加入者証に記載された共済期間の初日の午前0時（共済加入者証にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻）に始まり、末日の午後12時に終わります。

2 前項の時刻は、共済加入者証発行地の標準時によるものとします。

3 共済期間が始まった後でも、掛金領収前に生じた入院共済金支払事由については共済金を支払いません。

## 第3章 入院共済金を支払わない場合

### (入院共済金を支払わない場合)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合には、入院共済金を支払いません。

- (1) 被共済者の入院期間が、規定した日数に満たないとき
- (2) 被共済者が共済加入時にすでに入院しているとき
- (3) 規約細則第12条に定める同一事業年度内（4月1日から翌年3月31日）に2回以上入院したとき、2回目以降の入院

### (共済金の支払責任を免れる場合)

第7条 次の各号のいずれかの場合には、共済金の支払責任を免れます。

- (1) 被共済者又は共済金を受け取るべき者が共済金請求の書類に故意に不実のことを表示し又はこれらの書類を偽造したり変造したとき。
- (2) 被共済者又は共済金を受け取るべき者が共済金を請求せず、支払事由が発生してから3年を経過したとき。

## 第4章 入院共済金の支払額

### (入院共済金の支払額)

第8条 被共済者が第3条に規定する日数以上入院した場合は、共済規約附表の入院共済金額を被共済者又は共済金を受け取るべき者に支払います。

## 第5章 入院共済金請求の手続き

### (入院共済金の請求)

第9条 被共済者又は共済金を受け取るべき者が共済金の支払いを受けようとするときは、共済金請求書及び共済加入者証に次の書類を添えて提出しなければなりません。

- (1) 入院期間の確認できる書類（診断書、入院証明書、病院の領収書等の写し）

### (入院共済金の支払い)

第10条 被共済者又は共済金を受け取るべき者が第9条の手続をした日から30日以内に共済金を支払います。但し、特別な事情によりこの期間内に必要な調査を終えることが出来ないときは、これを終えたあと遅滞なく共済金を支払います。

## 第6章 規約の改正

### (規約の改正)

第11条 本規約の改正は理事会の議決を必要とします。

### 附 則

本規約は、平成25年4月1日より施行します。

# 生命共済事業規約

## 第1章 総 則

### (通 則)

第1条 生命共済事業規約（以下、「本規約」という。）の定めにより、関西大学共済会 共済規約第3条第1項第3号に掲げる事業を実施するものとします。

### (事 業)

第2条 共済契約者から共済掛金の支払いを受け、被共済者が共済期間中に死亡したり、高度障害を受けたとき、本規約に従い生命共済金を支払う事業を行います。

## 第2章 共済契約者に対する責任

### (支払責任)

第3条 被共済者が共済期間中に死亡したり、高度障害を受けたとき、本規約に従い葬祭費用共済金及び高度障害共済金を支払います。

### (被共済者の定義)

第4条 本規約における被共済者は、共済加入者証に記載された共済契約者本人とします。

### (責任の始期及び終期)

第5条 共済責任は、共済加入者証に記載された共済期間の初日の午前0時（共済加入者証にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻）に始まり、末日の午後12時に終わります。

2 前項の時刻は、共済加入者証発行地の標準時によるものとします。

3 共済期間が始まった後でも、掛金領収前に生じた生命共済金支払事由については共済金を支払いません。

## 第3章 生命共済金を支払わない場合

### (葬祭費用共済金を支払わない場合)

第6条 次の各号のいずれかによって生じた場合には、葬祭費用共済金を支払いません。

- (1) 被共済者の共済加入日から1カ年以内の自殺
- (2) 共済金を受け取るべき者の故意。但し、その者が葬祭費用共済金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人に支払います。
- (3) 戦争、その他類似の変乱

### (高度障害共済金を支払わない場合)

第7条 次の各号のいずれかによって生じた場合には、高度障害共済金を支払いません。

- (1) 被共済者の故意又は重大な過失
- (2) 戦争、その他類似の変乱

### (共済金の支払責任を免れる場合)

第8条 次の各号のいずれかの場合には、共済金の支払責任を免れます。

- (1) 被共済者又は共済金を受け取るべき者が共済金請求の書類に故意に不実のを表示し又はこれらの書類を偽造したり変造したとき。
- (2) 被共済者又は共済金を受け取るべき者が共済金を請求せず、支払事由が発生してから3年を経過したとき。
- (3) 共済規約細則第13条に定める保険契約により、保険会社から被共済者又は共済金を受け取るべき者に保険金が支払われたとき。

## 第4章 生命共済金の種類及び支払額

### (葬祭費用共済金の支払い)

第9条 被共済者が共済期間中に死亡した場合に、共済規約付表の葬祭費用共済金額を共済金を受け取るべき者（共済金を受け取るべき者の指定のないときは被共済者の法定相続人）に支払います。但し、100万円を限度とする葬祭費用実費を上限とします。

2 被共済者の生死が不明の場合でも、死亡したと認めるときは、葬祭費用共済金を支払います。

3 前2項の規定によって葬祭費用共済金が支払われた場合には、その支払後に被共済者について高度障害共済金の請求を受けても支払いません。

### (高度障害共済金の支払い)

第10条 被共済者がこの共済契約の責任開始時以後の傷害又は疾病を原因として、共済期間中に別表に定める高度障害状態（以下、「高度障害状態」という。）のいずれかが生じた場合に、共済規約付表の高度障害共済金額を被共済者又は共済金を受け取るべき者に支払います。この場合、被共済者の共済期間前にすでに生じていた障害状態（以下、「既存障害」という。）に、共済期間以後の傷害又は疾病（既存障害の原因となった傷害又は疾病と因果関係のない傷害又は疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態になったときを含みます。

2 前項の規定により高度障害共済金が支払われた場合には、高度障害状態になったときから本規約による支払責任は終了します。

## 第5章 生命共済金請求の手続き

### (葬祭費用共済金の請求)

第11条 共済金を受け取るべき者は、被共済者の死亡を知った場合には、すみやかに書面で共済会に通知しなければなりません。

2 共済金を受け取るべき者が共済金の支払いを受けようとするときは、共済加入者証に次の書類を添えて提出しなければなりません。

- (1) 葬祭費用共済金支払請求書
- (2) 死亡診断書又は死体検案書
- (3) 被共済者の除籍の記載のある戸籍抄本
- (4) 葬祭費用共済金受取人の戸籍抄本及び印鑑証明書
- (5) 被共済者が大学に在籍する学生であったことを証明する書類
- (6) 葬祭費用の支出の事実及び金額を申告する書類
- (7) 会葬御礼

3 共済会は、前項以外の書類の提出を求めること又は前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、必要と認められた場合には、事実の調査を行うことがあります。

### (高度障害共済金の請求)

第12条 被共済者又は共済金を受け取るべき者は、被共済者が高度障害状態になった場合には、すみやかに書面で共済会に通知しなければなりません。

2 被共済者又は共済金を受け取るべき者が共済金の支払いを受けようとするときは、共済加入者証に次の書類を添えて提出しなければなりません。

- (1) 高度障害共済金支払請求書
- (2) 所定の様式による医師の診断書

- (3) 被共済者の印鑑証明書
- (4) 被共済者の戸籍抄本
- (5) 被共済者が大学に在籍する学生であったことを証明する書類

(生命共済金の支払い)

第13条 被共済者又は共済金を受け取るべき者が第11条及び第12条の手続をした日から30日以内に共済金を支払います。但し、特別な事情によりこの期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後遅滞なく共済金を支払います。

- 2 調査に際し、被共済者又は共済金を受け取るべき者が事実の照会について正当な理由がなく回答又は同意を拒んだときは、その回答又は同意を得て調査が終わるまで葬祭費用共済金又は高度障害共済金を支払いません。また、指定した医師による被共済者の診断を求めたときも、同様とします。

(葬祭費用共済金の受取人の代表者)

第14条 同一の被共済者についての葬祭費用共済金の受取人が2人以上ある場合には、代表者1人を定めるものとします。この場合には、その代表者は、他の受取人を代理するものとします。

- 2 前項の代表者が定まらない場合又はその所在が不明の場合には、前項の受取人の一人に対して行った行為は、他の受取人に対してもその効力を生じます。

(管轄裁判所)

第15条 共済契約における共済金の請求に関する訴訟については、共済会の所在地又は共済金受取人（共済金受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。但し、契約日からその日を含めて1年以内に発生した事由に基づく共済金の請求に関する訴訟については、共済会の所在地を管轄する地方裁判所のみを以って、合意による管轄裁判所とします。

## 第6章 規約の改正

(規約の改正)

第16条 本規約の改正は理事会の議決を必要とします。

附 則

本規約は、平成25年4月1日より施行します。



## <別表>

高度障害共済金の支払い対象となる高度障害状態

- 1 両眼の視力を永久に失ったもの
- 2 言語又は咀嚼の機能を全く永久に失ったもの
- 3 中枢神経系・精神又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 4 両上肢とも、手関節以上で失ったか又はその用を全く永久に失ったもの
- 5 両下肢とも、足関節以上で失ったか又はその用を全く永久に失ったもの
- 6 1上肢を手関節で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったか又はその用を全く永久に失ったもの
- 7 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

(注) 上記4、5及び6の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます。

## 備考

- 1 眼の障害（視力障害）
  - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。
  - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.002以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
  - (3) 視野狭さく及び眼瞼舌垂による視力障害は視力を失ったとはみなしません。
- 2 常に介護を要するもの  
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、及び衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分では出来ず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
- 3 言語又は咀嚼の障害
  - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
    - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
    - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
    - ③ 声帯全部の摘出により発音が不能な場合
  - (2) 「咀嚼の機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のもは摂取出来ない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
- 4 上・下肢の障害  
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節及び手関節、下肢においては又関節、膝関節及び足関節）の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。

# 賠償責任共済事業規約

## 第1章 総 則

### (通 則)

第1条 賠償責任共済事業規約（以下、「本規約」という。）の定めにより、関西大学共済会 共済規約第3条第1項第4号に掲げる事業を実施するものとします。

### (事 業)

第2条 共済契約者から共済掛金の支払いを受け、被共済者が共済期間中に生じた偶然な事故によって、他人の身体の障害又は他人の財物の滅失、汚損若しくは毀損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、本規約に従い賠償責任共済金を支払う事業を行います。

## 第2章 共済契約者に対する責任

### (支払責任)

第3条 被共済者が共済期間中に日本国内において次に掲げる偶然な事故によって、他人の身体の障害（本規約においては傷害、疾病、後遺障害又は死亡をいいます。）又は他人の財物の滅失、汚損若しくは毀損（以下、「財物の破損」という。）について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、本規約に従い賠償責任共済金を支払います。

- (1) 被共済者の居住の用に供される住宅（敷地内の動産及び不動産を含みます。以下、「住宅」という。）の所有、使用又は管理に起因する偶然な事故
- (2) 被共済者の日常生活（住宅以外の不動産の所有、使用又は管理を除きます。）に起因する偶然な事故

### (被共済者の定義)

第4条 本規約における被共済者は、共済加入者証に記載された共済契約者本人とします。

### (責任の始期及び終期)

第5条 共済責任は、共済加入者証に記載された共済期間の初日の午前0時（共済加入者証にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻）に始まり、末日の午後12時に終わります。

- 2 前項の時刻は、共済加入者証発行地の標準時によるものとします。
- 3 共済期間が始まった後でも、掛金領収前に生じた賠償責任共済金支払事由については共済金を支払いません。

## 第3章 賠償責任共済金を支払わない場合

### (賠償責任共済金を支払わない場合—その1)

第6条 次の各号のいずれかによって生じた場合には、賠償責任共済金を支払いません。

- (1) 被共済者の故意
- (2) 地震、噴火又は津波
- (3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変又は暴動（本規定においては群集又は多数の者の集団の行動によって全国又は一部の地域において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (4) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）若しく

は核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性・爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故（賠償責任共済金を支払わない場合—その2）

第7条 被共済者が次の各号に掲げる損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、賠償責任共済金を支払いません。

- (1) 被共済者の職務遂行又はアルバイト業務（学生が夏季休暇、冬季休暇、春季休暇その他勉学と両立する形で期間を限って、一時的、臨時的に収入を得るための仕事をいいます。）の遂行に起因する損害賠償責任
- (2) 被共済者と同居の親族に対する損害賠償責任
- (3) 被共済者と生計を共にする別居の親族に対する損害賠償責任
- (4) 被共済者と第三者との間に損害賠償に関する特約がある場合において、その特約によって加重された損害賠償責任
- (5) 被共済者が所有、使用又は管理する財物について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- (6) 被共済者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- (7) 被共済者又は被共済者の指図による暴行・殴打に起因する損害賠償責任
- (8) 航空機、船舶・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）、銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用又は管理に起因する損害賠償責任
- (9) 被共済者の使用人が被共済者の事業若しくは業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。但し、被共済者が家事使用人として使用する者については、この限りではありません。
- (10) もっぱら被共済者の職務の用に供される動産又は不動産（住宅の一部がもっぱら被共済者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。）の所有、使用又は管理に起因する損害賠償責任  
(共済金の支払責任を免れる場合)

第8条 次の各号のいずれかの場合には、共済金の支払責任を免れます。

- (1) 被共済者又は共済金を受け取るべき者が共済金請求の書類に故意に不実のことを表示し又はこれらの書類を偽造したり変造したとき。
- (2) 被共済者又は共済金を受け取るべき者が共済金を請求せず、共済事由が発生してから3年を経過したとき。
- (3) 共済規約細則第13条に定める保険契約により、保険会社から被共済者又は共済金を受け取るべき者に保険金が支払われたとき。

#### 第4章 賠償責任共済金の範囲及び支払額

(賠償責任共済金の範囲)

第9条 被共済者又は共済金を受け取るべき者に支払う共済金の範囲は、次の各号に掲げるものに限り、限ります。

- (1) 被共済者が被害者に支払うべき損害賠償金
- (2) 第3条に規定する事故が発生した場合において、被共済者が損害の拡大を防止又は軽減するため又は他人に対する求償権の保全若しくは行使に要した必要又は有益な費用
- (3) 前号の損害の拡大を防止又は軽減するために必要又は有益と認められる手段を講じた後において被共済者に賠償責任がないと判明した場合、被共済者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用及び支出につき、あらかじめ書面による同意を得た費用

- (4) 被共済者が書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬又は仲裁、和解若しくは調停に要した費用
- (5) 第13条第1項に規定する損害賠償請求の解決に協力するために被共済者が支出した費用

(賠償責任共済金の支払額)

第10条 被共済者又は共済金を受け取るべき者に支払うべき共済金の額は、次の各号の合計とします。

- (1) 1回の事故につき損害賠償金が共済規約付表の免責金額を超過する場合には、その超過した額。但し、1回の事故につき共済規約付表の賠償責任共済金額を支払いの限度とします。
- (2) 前条第2号に規定する費用については、その全額。但し、前条第4号の費用は1回の事故につき前条第1号の損害賠償金の額が共済金額を超える場合は、共済金額の前条第1号の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。

## 第5章 事故の発生及び賠償責任共済金請求の手続き

(事故の通知)

第11条 被共済者が第3条の損害を被った時は、被共済者又は共済金を受け取るべき者は次の事項を履行しなければなりません。

- (1) 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、事故の状況、及びこれらの事項の証人となる者があるときはその住所、氏名を事故の日から30日以内に、また損害賠償の請求を受けたときはその内容を、遅滞なく書面により通知すること。
  - (2) 事故によって生じた損害の拡大を防止又は軽減するため、自己の費用で必要な措置を講じること。
  - (3) 被共済者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合は、その権利の保全又は行使について必要な手続きを行うこと。
  - (4) あらかじめ共済会の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、あるいはその他の費用を支出しないこと。
  - (5) 損害賠償に関する訴訟を提起しようとするとき又は提起されたときは、直ちに共済会に通知すること。
  - (6) 共済会がとくに必要とする書類又は証拠となる物を求めた場合には遅滞なくこれを提出すること。その他共済会が行う損害の調査に協力すること。
- 2 被共済者又は共済金を受け取るべき者が共済会の認める正当な理由がなく、前項の規定に違反したとき又はその通知若しくは説明につき知っている事実を告げず若しくは不実のことを告げたときは共済金を支払いません。

(賠償責任共済金の請求)

第12条 被共済者又は共済金を受け取るべき者が共済金の支払いを受けようとするときは、共済金請求書及び共済加入証に次の書類を添えて共済会に提出しなければなりません。

- (1) 事故状況報告書
  - (2) 示談書その他これに代るべき書類
  - (3) 損害を証明する書類
- 2 被共済者又は共済金を受け取るべき者が共済金の請求を第三者に委任する場合には前項の書類の他、委任を証する書類及び委任を受けた者の印鑑証明書を提出しなければなりません。
- 3 共済会は、前2項以外の提出を求めること又は前2項の提出書類の

一部の省略を認めることがあります。

- 4 被共済者又は共済金を受け取るべき者が第1項から第3項の書類の他、共済会が損害査定のために必要と認める書類の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- 5 被共済者又は共済金を受け取るべき者が第1項から第4項の規定に違反したとき、又は提出書類につき知っている事実を告げず、若しくは不実のことを告げたときは共済金を支払いません。

(共済会による解決)

第13条 共済会は、必要と認めるときは、被共済者に代って自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合において、被共済者は共済会の求めに応じ、その遂行について協力しなければなりません。

- 2 被共済者が正当な理由なく前項の協力に応じないときは共済金を支払いません。

(共済金の支払い)

第14条 被共済者又は共済金を受け取るべき者が第12条第1項の手続をした日から30日以内に共済金を支払います。但し、共済会が特別な事情によりこの期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後遅滞なく共済金を支払います。

(鑑定人及び裁定人)

第15条 共済金支払額の決定について、共済会と被共済者又は共済金を受け取るべき者の間に争いが生じたときは、その争いは当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの鑑定人の判断に任せます。もし鑑定人の間に意見が一致しないときは双方の鑑定人が選定する名の裁定人にこれを裁定させます。

- 2 当事者は、自己の選定した鑑定人の費用(報酬を含みます。)を各自負担し、その他の費用(裁定人に対する報酬を含みます。)は半額ずつこれを負担するものとします。

(代位)

第16条 被共済者は、共済会が共済金支払いによって代位する他人に対する権利の保全及び行使につき、必要な行為をし、かつ、共済会の要求する証拠及び書類を提出しなければなりません。このために必要な費用は共済会の負担とします。

## 第6章 規約の改正

(規約の改正)

第17条 本規約の改正は理事会の議決を必要とします。

附 則

本規約は、平成25年4月1日より施行します。

# 死亡弔慰共済事業規約

## 第1章 総 則

### (通 則)

第1条 死亡弔慰共済事業規約（以下、「本規約」という。）の定めにより、関西大学共済会 共済規約第3条第1項第5号に掲げる事業を実施するものとします。

### (事 業)

第2条 共済契約者から共済掛金の支払いを受け、扶養者が共済期間中に死亡したとき、本規約に従い死亡弔慰共済金を支払う事業を行います。

## 第2章 共済契約者に対する責任

### (支払責任)

第3条 扶養者が共済期間中に死亡したとき、本規約により死亡弔慰共済金を支払います。

### (被共済者の定義)

第4条 本規約における被共済者は、共済加入者証に記載された共済契約者本人とします。

### (扶養者の定義)

第5条 本規約における扶養者は、共済契約者の親族のうち共済契約者を扶養し、共済契約者の学費を支弁している者で共済加入者証の扶養者欄に記載された者とします。

### (責任の始期及び終期)

第6条 共済責任は、共済加入者証に記載された共済期間の初日の午前0時（共済加入者証にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻）に始まり、末日の午後12時に終わります。

2 前項の時刻は、共済加入者証発行地の標準時によるものとします。

3 共済期間が始まった後でも、掛金領収前に生じた死亡弔慰共済金支払事由については共済金を支払いません。

## 第3章 死亡弔慰共済金を支払わない場合

### (死亡弔慰共済金を支払わない場合)

第7条 次の各号のいずれかによって生じた場合には、死亡弔慰共済金を支払いません。

- (1) 被共済者の故意
- (2) 共済金を受け取るべき者の故意
- (3) 地震、噴火及び津波などの天災による事故

### (共済金の支払責任を免れる場合)

第8条 次の各号のいずれかの場合には、共済金の支払責任を免れます。

- (1) 被共済者又は共済金を受け取るべき者が共済金請求の書類に故意に不実のを表示し又はこれらの書類を偽造したり変造したとき。
- (2) 被共済者又は共済金を受け取るべき者が共済金を請求せず、支払事由が発生してから3年を経過したとき。

## 第4章 死亡弔慰共済金の支払額

### (死亡弔慰共済金の支払額)

第9条 扶養者が死亡した場合は、共済規約付表の死亡弔慰共済金額を被共済者又は共済金を受け取るべき者に支払います。

## 第5章 死亡弔慰共済金請求の手続き

(死亡弔慰共済金の請求)

第10条 被共済者又は共済金を受け取るべき者が共済金の支払いを受けようとするときは、共済金請求書及び共済加入者証に次の書類を添えて提出しなければなりません。

(1) 扶養者の死亡を確認出来る書類

(死亡弔慰共済金の支払い)

第11条 共済契約者又は共済金を受け取るべき者が第9条第1項の手続をした日から30日以内に共済金を支払います。但し、特別な事情によりこの期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えたあと遅滞なく共済金を支払います。

## 第6章 規約の改正

(規約の改正)

第12条 本規約の改正は理事会の議決を必要とします。

### 附 則

本規約は、平成25年4月1日より施行します。